

令和3年9月21日

白岡市議会議長 江 原 浩 之 様

提出者 白岡市議会議会運営委員会
委員長 渡 辺 聡一郎

白岡市議会会議規則の一部を改正する規則案

白岡市議会会議規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び白岡市議会会議規則（平成24年白岡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出します。

議提案第 2 号

白岡市議会会議規則の一部を改正する規則

白岡市議会会議規則（平成 24 年白岡町議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 86 条第 1 項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 134 条第 1 項中「用い」を「用いて」に、「、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所」に、「押印」を「請願者が署名又は記名押印を」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「請願を」を「前 2 項の請願を」に、「記名押印」を「記名押印を」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

議会における女性をはじめとする多様な人材の参画を促進する環境整備及び請願における手続の簡素化を図るため、本規則改正の必要を認め、この案を提出するものである。